

会 議 録

会議の名称	平成30年度第2回東村山市障害者自立支援協議会定例会				
開催日時	平成30年11月1日(木) 午後2時～午後4時				
開催場所	地域福祉センター				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (定例会委員) 岸野靖子、村瀬崇、宮田敏行、葛野章、高橋千恵子、大野宏、芦崎康彦、田宮良、千葉道子、松本恭子</p> <p>(事務局) 市：小倉障害支援課長、加藤課長補佐、宮本事業係長、後藤支援第2係長、社会福祉協議会：稲森、鈴木</p> <p>●欠席者：橋本委員、山中委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 協議(報告)事項 (1) 研修会の実施について (2) 専門部会の活動内容の報告について (3) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について (4) その他</p> <p>3. 情報交換</p> <p>4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部 障害支援課 担当者名 加藤 電話番号 042-393-5111 (内線3166) ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>○委員出席数が過半数を超えているため、会議が成立。欠席委員は2名。</p> <p>○会長 それでは、傍聴人がいましたら傍聴を許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>○会長 異議なしと認めます。それでは、傍聴申請があればこれを許可します。本日の会議の内容ですが、お手元に配布してある次第のとおりです。よろしくお願ひします。</p> <p>2. 協議(報告)事項</p> <p>(1) 研修会の実施について</p> <p>○会長 それでは次に進みます。(1) 研修会の実施について、を議題とします。事務局から</p>					

説明をお願いします。

○事務局 A

それでは、資料1の平成30年度東村山市障害者自立支援協議会研修会（案）になります。

前回の定例会において、企画書案を提出させていただき、委員の皆さま方からも「ぜひ実施していただきたい」とのご意見を多数いただきました。第1回目の資料7にもありましたとおり、日本社会事業大学の専任講師永嶋昌樹氏に「障害者総合支援法と介護保険制度の概要及び制度移行時の連携方法について」の講演を正式に依頼させていただき、引き受けていただきました。

当日は、永嶋先生から、両制度の概要について講義をいただき、その後、障害福祉サービスから介護保険制度移行時の各専門職の役割、例えば利用者への移行説明や介護保険制度の申請手続き、ケアマネへの引き継ぎを行うためのケースカンファレンスやサービス担当者会議の開催などについて、相談支援専門員やケアマネなどの同職種でのグループワークを行った後、他職種でのグループワークを通して、市民の方々が制度移行時に不安なく移行できるよう地域の仕組み作りについて検討を行う予定です。最後にグループワークなどを通して感じたことなどについて、永嶋先生からスーパービジョンをいただき、休憩を含め、3時間程度の研修会を予定しております。

次に1ページめくっていただき、リーフレットをご覧ください。リーフレットにもありますとおり、研修会の対象者は、第1回目の定例会で諮りました、地域の障害福祉サービス事業所の支援員や介護保険サービス事業所の支援員を対象としております。

当研修会の開催日及び場所については、以前委員意見として土・日に実施すると、職員の休日出勤になり職員の参加が難しいとのご意見がございましたので、今回は、平成31年2月12日の火曜日の13時会場、13時30分から16時30分（予定）で東村山市市民センター2階第1から第3会議室を会場として研修会を開催する予定です。

本定例会において、研修会の実施が決定され次第、永嶋先生との最終打合せを行い、岸野会長に最終確認をしていただいたのち、リーフレットを基に地域の事業所に周知を行う予定です。周知方法は、前回同様、市内の障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所などにメールもしくはファクシミリによる送付、各種会議でのリーフレットの配布を11月の下旬頃から随時行っていく予定としています。また、周知については、各委員さんの協力もお願いしたいと思っています。事務局からは以上です。

○会長

事務局からの説明が終わりました。日本社会事業大学の専任講師永嶋昌樹先生は東京都の介護福祉会の会長をされておりますし、ソーシャルワークを専門にされております。

○事務局 B

永嶋先生におかれましては、平成24年から5年ほど市が実施していた、市の単独事業の再構築検討会の会長を務められました。当市の障害のある方の実情や、当事者の方たちともコミュニケーションや意見交換をしながら進めていただいていた方です。

○委員 B

介護支援専門員も障害者総合支援法について、学んでいかなければならないと思います。逆に相談支援専門員も介護保険の実務について、熟知していかなければならないと思います。制度が一本になると言われて久しいですが、実際のところは、接近し

つつも一本にならないというところもありますので、最終的に利用者にしわ寄せがいかないように、それぞれの実務者が制度を熟知して、スムーズな移行を図っていただく必要がありますので、大変有意義なテーマの研修だと思っております。

○委員B

医療機関では、障害のサービスも介護保険サービスも使わせていただいていますので、移行について考えるのは非常に良いテーマだと思います。

○委員C

今年65歳で移行した方がいらっしゃいます。週の中で半分ずつサービスを使われている。タイムリーなテーマだろうと思います。

○委員D

相談支援専門員ではない立場の人も参加して構わないとのことですが、この内容からすると相談支援専門員との連携と読めるのですが、例えば就労移行、生活介護の事業所でも良いということですね。

○会長

はい。

○委員D

介護保険の移行で悩んでいるのは現場なので、相談支援専門員より現場で働く方のニーズが高いと思います。

○委員E

会場は最大で50名しか入らないですか。研修参加者は、かなりの人数になるのではと思っています。

○事務局B

今回の会場の市民センターは、100名以上入れる会場にはなりますが、先生と打ち合わせしてきた中では、1人の講師の方が見られる範囲としては、50名が限度であると伺っているところです。先生からは、50名も厳しいとのご意見をいただきましたが、多くの方にご参加いただきたい、相談員だけではなく現場の方々にも参加していただきたい、ということ踏まえて、先生と調整の上、最大50名とさせていただいたところです。

○委員E

介護保険の事業所だと興味がある方、障害の制度が分からない方が多いので定員は超えることが予想されるが、定員が超過した場合は抽選ですか。

○事務局B

定員が超過した場合は、リーフレットにもあるとおり、事務局で調整させていただき、その上で複数の事業所の支援員が参加する法人は、法人の中で1名とするなどの調整が必要になります。いずれにいたしましても、まずは募集をかけさせていただき、地域のニーズがどのくらいあるのかによって、事務局で検証していきたいと思っています。

○委員F

実際に65歳以上の方がいて、介護保険事業所で計画を立てていただいているケースがあります。その中で介護保険では無いサービスだけ、障害固有のサービスを理解していないと、事業所はサービスの提案ができない。介護保険に移行すると、ケアマネが介護保険のサービスしか使えないと認識しているケースもありますことから、勉強することは良いと思います。

○委員G

障害者施策は目まぐるしく変化していくので、最新の法制度を確認することは大事だと思います。

○委員H

最初に講義を受けた後、事例を使って同職種、多職種でグループワークをするとなっているので、大変実践的な内容になるのではないかと期待しています。グループはいくつになる予定ですか。

○事務局B

グループは、1グループ6から7名で計8グループを想定しています。企画の段階ではありますが、事前課題として、例えば介護保険移行3ヶ月前、2ヶ月前、1ヶ月前には、各専門機関の役割について、専門種ごとにまとめていただいて、それを違う職種の方々とグループディスカッションする研修を予定しております。

○委員D

今回の研修は、顔の見える関係づくりにはならないと感じました。1法人で1人の職員しか参加できないとなれば、ニーズのある現場の支援員は参加できないことになる。グループディスカッションというのは、ファシリテーターの資格を持っている人たちと先生が連携を取って、グループワークをより質の良いものにする必要があるのではないかと感じます。サポーターを入れた上で、定員を70～80名にできませんか。

○事務局B

ファシリテーターについては、一番本研修の趣旨を理解していただいている、障害者自立支援協議会委員にお願いしようと思っています。定員については、講師の先生との調整になりますので、いただいた意見を踏まえ、先生と調整をさせていただければと思います。

○会長

先生に柔軟に考えていただけるようなことができればと思っています。他にご意見等が無いようでしたら、研修会の実施については、このとおりに決定したいと思います。このことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

(2) 専門部会の活動内容の報告について

○会長

(2) 専門部会の活動内容の報告についてを、議題とします。最初に相談支援部会長報告をお願いします。

○相談支援部会長

平成30年8月2日の第1回定例会以後の活動内容について、報告いたします。ご案内のとおり、相談支援部会は、毎月第3木曜日の午前中に開催しております。これまでに、8月16日、9月20日、10月18日の計3回開催した他、8月27日には、近隣市の相談支援専門員の横の連携強化と相談支援専門員の人材育成を目的に「近年の障害福祉サービスの動向を知り、相談支援専門員としての在り方を考える」をテーマとして、小平市、武蔵村山市、東大和市と合同で学習会を開催しました。学習会は、講義とグループワークを行い、各市の課題や特色等を共有し、大変充実した学習会でした。

部会では、まずは、委嘱後はじめての開催となりましたので、8月16日には部会長、副部会長の選出を行い、部会長にふれあいの郷高橋相談支援専門員が、副部会長に相談支援事業所トビラの江崎相談支援専門員に決定いたしました。

9月の部会では、相談支援員としての役割や課題などについてグループディスカッションを行い、委員からは近年、障害のある方のニーズの多様化や相談内容の複雑化から困難ケースが増加していることと、相談支援専門員としての役割が多岐に渡ると

いった意見交換を行ったところです。10月の部会では、地域移行支援と地域定着支援の制度について意見交換をしました。相談支援部会の活動報告は、以上です。

○会長

ありがとうございました。相談支援部会長より、報告がございましたが、何かご質問はございますか。

(意見なし)

○会長

それでは、相談支援部会の活動内容の報告については、以上とします。次に進みます。

就労支援部会の活動内容の報告についてを、就労支援部会長から報告をお願いします。

○就労支援部会長

平成30年8月2日の第1回定例会以後の活動内容について、報告いたします。これまでに、10月3日に計1回、開催しています。

10月の第2回の部会では、部会長と副部会長の選出を行いました。部会長は大野障害者就労支援室室長、副部会長は臼田氏になりました。

続いて、当部会の活動テーマの一つである「就労や就労を継続していく上での諸課題」についての意見交換を行いました。当部会では、資料3のとおり、「就労支援機能の充実と連携強化のために必要となる各機関の役割」について、国・都（学校）・市・地域（企業・法人等）の役割について意見交換を行ったところです。

意見交換では、当市は、就労継続支援B型事業所が20事業所あり、都内において人口に対する事業所数としては、他市区町村と比較しても事業所数が多い自治体であることから、今後、市内の就労継続支援B型事業所をオブザーバーとして部会にお呼びし、障害福祉サービスから一般就労への移行の支援方法や工賃向上に係る支援の方法などについて意見交換をしたらどうかとの意見がありました。

また、国や都においても、福祉人材が不足しており、確保が難しい現状であることから、協議会として人材の確保や周知についてPRできる場がないかとの意見もありました。

就労支援部会の活動報告は、以上です。

○会長

ありがとうございました。何か報告内容についてご意見等ございますか。

○委員D

資料3を拝見していて、生活介護と生活訓練の方たちの集まれる場が無いので、就労支援部会の仲間に入れませんか。

○事務局B

就労支援部会での協議においては、市内にはB型事業所が多いことやB型から一般就労への移行について協議をしていこうとなったところです。

当市には就労継続支援B型の他に、就労継続支援A型や就労移行支援など、就労に関わっている事業所も多数あることから、実際にB型事業所をお呼びしようということまではいったのですが、実際どういう目的で、どういう事業所に対して、どういうことを話すためにお呼びするかを、次回の部会で協議することになっておりますので、今ご意見をいただいた生活訓練や生活介護事業所についても部会に持ち帰らせていただいて、就労支援部会の部会員さんと、今後どういう形で呼んでいくのかを協議したいと思っています。

○事務局C

10月に小平特別支援学校や清瀬特別支援学校に通われている、児童の保護者の方と意見交換する機会が2回ございました。特に特別支援学校の保護者の方からは、工

賃の向上について意見をいただいたところでございます。本日は委員 F さんが就労継続支援 B 型の事業所に関わられているので聞きたいのですが、工賃について日々努力されて仕事を確保され、皆さんに工賃を分配されていることと思います。ご父兄の方からは、工賃の金額が少しでも上がるように、自主製品の売上げが伸びるような取り組みを、事業所にもお願いしたいとおっしゃっていたので、その想いを伝えさせていただくと同時に、どのような努力をされているのか教えていただければと思います。

○委員 F

私共の B 型事業所は、ベルトコンベアを導入して、ダイレクトメールとかどなたでも参加できるような作業内容にしているが、他の事業所でもできる内容は、単価が下がる課題や、最近ですと、仕事を始めたら集中できないなど、仕事をする以前に生活面や就労面での課題がある方も多くなってきていて、どういう対応をすれば良いかで悩んでいるところです。利用者には、作業につくという意識を最低限でも持っていただき、ここで生活費を稼いで、生活を成り立たせる意識を持ってもらおうということに取り組んでいます。

○委員 D

保護者の方は、B 型がどういうところか分かっていない方もいると思います。生活介護に近い B 型の支援員達が悩まれるのが、やりがいをもった仕事を見つけてあげられるか。給料の額ではなく、仕事ができていることへの喜びややりがいをもって 1 日を暮らせる場所をどこにどう作るかということで、正直、給料は二の次だった。

最近の清瀬特別支援学校の卒業生ですと、地域の中小の事業所に一般就労として就労している。自立支援協議会として、B 型事業所や商工会に障害者雇用の話を持っていけないかと感じています。

○会長

工賃の向上などについては、就労支援部会で話しを深めていただき、定例会に報告いただければと思います。

それでは、就労支援部会の活動内容の報告については、以上とします。

次に、地域生活支援拠点に関するワーキンググループについての報告を事務局お願いします。

○事務局 B

地域生活支援拠点に関するワーキンググループについては、拡大定例会以後、8 月 30 日、10 月 18 日に開催しました。

8 月 30 日の第 3 回では、地域生活支援拠点の整備を考える中で、まずは相談支援機能の役割を整理することを目的に、市やる一と、ふれあいの郷で行っている障害者の総合相談から指定特定相談支援、基幹相談支援センターの役割について説明を行いました。

その後は、実際の事例を基に各関係機関の役割を検討しようとなり、医療機関からの地域移行のケース、障害のある方ご本人の重度化・親亡きあとのケース、緊急時対応のケースについて検討を行ったところです。

10 月 18 日の第 4 回では、これまで第 1 回から第 3 回まで委員の方からいただいた意見を基に、本日配布しております素案についてまとめと意見交換を行いました。

意見交換では、当市は、これまでのケースワークから、各関係機関が連携をしながら精神科病院からの地域移行や緊急時の対応を行っているが、地域生活支援拠点では、昨年度協議をした「基幹相談支援センター」でも対応が難しい方を「地域生活支援拠点」の対象とし、各機関が協定のような関係性から、地域で支援をしていく仕組み作りにしたらかの意見がありました。

次回 12 月が最後のワーキンググループの開催となりますことから、報告書を完成

させ、2月の定例会に報告書を提出させていただければと思います。

現在までの進捗についてご意見がありましたらいただければと思います。

○会長

事務局より素案についてご意見をいただければとのことですが、このあとの東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有についてご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

1時間が経過したところで、ここで、10分間の休憩をとりたいと思います。再開は15時になります。

(休憩)

(3) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について

○会長

再開します。

次に協議(報告)事項の(3) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有についてを、議題とします。

それでは、引き続き、当市における重要な検討事項である「地域生活支援拠点」についての意見交換も行っていききたいと思います。

「地域生活支援拠点」については、先ほど事務局からも説明がありましたが、当市では、ワーキンググループを設置し、集中的に協議しているところでございます。先ほどの事務局からの説明や本日配布の資料4を参考にしながら、定例会の委員の皆さま方からのご質問やご意見等はございますか。

○委員I

地域生活支援拠点については、イメージがわからなかったのですが、ワーキンググループに加わるようになって、少しずつ見えてきたところですね。通常の相談支援でできる支援は、これまでとおり支援していく。通常支援や、基幹相談でも支援が難しい居住に課題のあるケース、特に緊急性を要する支援においては、基幹相談支援センターと協定等を結んだ、必要な機関が協議の上で動いていくものであり、今ある地域の社会資源を基本にしなが、地域生活支援拠点で活用していくことが分かったところですね。

○委員H

地域生活支援拠点が機能するためには、日頃の各機関とのネットワークの形成、相談のネットワーク、人材育成とかが必要ようになってくると思っています。その中核となるのが、基幹相談支援センターの役割になるのだろうと想定しています。地域生活支援拠点と基幹相談支援センターとで、リンクする機能の整備をしていくイメージを現在作っているところです。

○委員E

ワーキンググループでは、大きな枠が少し見えたといいところまで進みましたが、まだこれからだろうと感じています。

○委員B

まだ、イメージがつかない。相談と危機介入ということですか。

○事務局B

例えば、知的や身体の方の重度の方の親御さんが、今日亡くなってしまった場合、居所をどうするか。ご自宅で生活ができない方がどこで生活をするか。これまでは、市のケースワーカーを中心に受け入れ施設に連絡をしていた。そのため、病院や施設探しにどうしても時間を要してしまいます。そのため、今回の地域生活支援拠点の整備にあっては、緊急を要する保護者の方が不安なく預けられる所として、市内のいくつか

の事業所と協定を結ばせていただき、その方を優先的に受け入れていただくイメージかと認識しています。先般国からは、地域生活支援拠点等の整備好事例集が発行されたところですが、緊急時の受入先がない、24時間365日の相談先がないなどの課題があることがわかりました。そのような課題を地域の障害福祉サービス事業所だけではなく、医療機関や訪問看護等と市が一体となって、解決する仕組みを作るため、地域生活支援拠点についてワーキンググループで話し合いをしているところです。

これまでの整理としては、皆さま方に協力をいただきながら、支えていく仕組みこそ、地域生活支援拠点のイメージと捉え、協議を深めているところです。

○委員D

先ほど基幹相談支援センターとのリンクのお話しが出ましたが、地域生活支援拠点は、事業所にケースをつなぐ形ですか。今は、障害支援課が調整を取ってくれているのですが、それをするとところは別ということですか。

○事務局B

現行の制度下では、法定サービスを使っている方は、指定特定相談支援事業所で相談支援をしていただき、サービスを使っていない方は、るーと、ふれあいの郷で一般相談の中で受けていただく形になると思います。そこでの対応が難しい方については、基幹相談支援センターを中心に、通常のケースワークの中で対応していただく形になるかと思っています。さらに、その中でも特に居住に関する課題等で、対応が難しい方が、地域生活支援拠点に繋がるような仕組みにはなるのですが、今後の想定では、基幹相談支援センターが緊急時の受け入れ施設との調整を含めて支援するかと思います。市の関わりがどうなるのかが、親御さんの一番心配するところかと思いますが、市の地区担当のケースワーカーを含めた中での、ケースワーク業務になってくるかと思っています。地域生活支援拠点に関する国からの資料では、地域の指定特定相談支援事業所や基幹相談支援事業所が中心となっており、市のケースワーカーの役割が明確化されていないところもございます。まずは、地域の指定特定相談支援事業所の充実に図っていくことが、市の使命かと思っています。

○委員D

実際には、一般相談していると深夜でもメールも電話も来る。そのニーズがあるのは事実で、市役所に行ける時間ではないし、問い合わせもできない。その受け皿というか、コーディネートする中心は誰なのか。

○事務局A

ご質問のような一般的な相談でのコーディネートは、それぞれのケースを担当している指定特定相談支援事業所や一般相談支援事業所、基幹相談支援センターになると思います。

○事務局D

補足します。ワーキンググループに出ている委員からご説明いただきまして、その中で緊急時という言葉が出てきて、地域生活支援拠点が緊急時の対応をするところだというイメージが皆さんに強く残ってしまったのかと思います。緊急は無いに越したことはありませんが、もちろん緊急の時のために資料4の2枚目、緊急時の受入れというのがあります。緊急の時は、最初に連絡が来るのは市やそれぞれの相談支援事業所だと思われます。緊急時の受入れ体制は取りますが、万全を期すためには、それまでの支援が重要です。今まで一人で暮らしていた方が、お年を召されてそろそろ一人暮らしが厳しくなってきた時に、それを事前に相談したり、体験の機会を設けたりします。あるいは、今まで一人暮らしはできていたが重度化が急に進んでしまった時、あるいは、親亡き後を見据えて、あらかじめ居住支援のための相談を受けることが中心です。そういったケースについて、今後の方針をどうするか、特定相

談等から基幹相談支援センターが相談を受けた場合に、地域生活支援拠点で面的に地域の関係機関で集まって支援するための準備をして、実際に受け入れをしていき、今後の課題に備えるということがメインになります。どうしても緊急時という、そればかりクローズアップされてしまいますが、そういうことがないように、日頃から協定を結んで使える機関については協力していただく。そういった地域生活支援拠点事業を考えているところです。地域生活支援拠点についての報告書が完成した際には、自立支援協議会としてご助言やご支援をいただければと思っています。

○会長

ありがとうございます。予防が大事ということで、日常をどう支えるのか、面的整備をして、緊急時に窮状に陥らないように整備・準備をするというお話でした。12月に最後の詰めをして、報告書が出るということなので、それを楽しみに待っていたと思います。

(4) その他

○会長

次に協議（報告）事項の（4）その他になります。事務局お願いします。

○事務局A

協議（報告）事項（4）その他につきましては、平成31年度の定例会の議題につきまして説明させていただきます。

平成30年度第3回である次回の定例会の議題です。今回は、今年度最後の定例会になることから、次年度である平成31年度の当協議会の進め方を議題の1つにしたいと考えています。

当協議会では、平成26年に障害者自立支援協議会を設置し、これまで、定例会や部会において地域の課題を抽出し協議を行っているところです。

これまで、定例会及び相談支援部会では、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」について協議を行い、相談支援部会では、介護保険のケアマネージャーや基幹型地域包括支援センターの役割について各機関よりご説明をさせていただき、また、市の「子ども家庭支援センター」や「こども相談室」の職員などから、所管の業務についても意見交換を行い、相談支援を行う上での、社会資源の活用に努め、市内の相談支援専門員のスキルアップ（人材育成）につなげたところです。

今後の相談支援部会では、これまで課題として協議を行っております、「基幹相談支援センター」と「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談新事業所の役割や「るーと」「ふれあいの郷」が実施している一般相談支援の役割の明確化、棲み分けについて協議を行っていく予定です。

就労支援部会では、本市諏訪町にございます、「東村山市立社会福祉センター」の再構築にあたり、本市では学識経験者や民生委員さん等で構成される「社会福祉センター事業内容検討会」を開催し、所管としては、当協議会の相談支援部会で課題として挙がっていた「主に知的障害のある方の青年・成人期の余暇活動支援事業」について提案し、利用者ニーズもあり、事業実施すべきであるとのことをご意見をいただき、具体的な事業イメージとして、就労支援部会を活用し、また市内の日中活動系の事業所の方をオブザーバーとして呼びし、各事業所での余暇活動の実施状況や課題について協議を行ったところです。

今後は、一定の時期に「青年・成人期の余暇活動支援事業」進捗の確認をするほか、就労の課題解決について協議を行っていくほか、市内の就労継続支援の事業所からヒアリングを行い、障害者施設から一般就労への移行について協議を行っていく予定です。

定例会及び各部会におきましては、現在引き続き協議を行っている課題もたくさんある一方、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」、「青年成人期の余暇活動支援事業」など事業が具体化されているところです。

今回の第3回定例会で正式にご協議をいただくものと思いますが、事業が進捗していることも踏まえ、本日はあらかじめこの場でご意見をお願いしたいと考えております。各専門部会のテーマについては、今後各専門部会で意見交換を行っていく予定でございます。

○事務局B

現在、東京都自立支援協議会は、平成29年度～平成30年度の2ヵ年で第5期の活動に取り組んでおります。第5期のテーマは「都と地域の協議会活動の双方向性を強化し、東京都における地域課題を考える」とされており、平成29年度は「東京の協議会活動がさらに機能するために何が必要か」、平成30年度は「東京の協議会活動を活性化させる情報発信・情報収集の仕組み作り」を協議事項として取り組んでいるとのことです。この協議事項に沿った内容で、8月28日（火）東京都自立支援協議会交流会「協議会であがった課題はどこに行ってしまうのか～自立支援協議会本来の役割～」が実施されました。

第一部ではミニシンポジウムとして東京都自立支援協議会副会長であり、東大和市地域自立支援協議会会長の海老原さんから「協議会の全体会は機能していますか？」という問題提起がなされました。その後、東大和市、板橋区、武蔵野市という3つの自治体から現状と課題が挙げられていました。

第二部のグループ討議では、1グループにつき9カ所の協議会のメンバーが集まり、それぞれの課題への取り組み方を報告し合いました。

第三部の全体会では、各参加者が地域の協議会に帰った際に、地域課題の解決のためにどのような取組ができるのか、地域ごとに集まり、発表することになりました。東村山市からは相談支援部会の岡嶋委員と稲森が参加しました。

グループ討議で一緒になった市の一つでは課題の度にワーキンググループの設置・解散を繰り返し、一つ一つ確実に課題解決に取り組んでいるという話がありました。東村山市でも先ほど報告にありました通り「地域生活支援拠点に関するワーキンググループ」があることから、今後も取り組むべき課題が絞られた後はワーキンググループによる課題解決への取り組みが有効ではないかと考え、「ワーキンググループによる課題解決に取り組む」という発表をさせていただきました。

○会長

事務局から説明がありましたとおり、少しずつ事業が進捗していることも踏まえ、協議会として前進していけるようなテーマにしていきたいと考えますが、何か現時点で、皆さまからご意見ありますでしょうか。

○委員B

地域生活支援拠点に関するワーキンググループの報告書が12月に出るということで、各市区町村で色々なやり方がある中で、東村山としてどのようにしていくか大きなことなので、構想が出来あがった上で、具体的なことを取り上げたテーマにできればと思います。

○委員A

これからの活動テーマとしては、地域生活支援拠点を各機関が理解して、成熟させていくテーマが良いかと思います。

○委員C

地域生活支援拠点に関する内容が良いと思います。自立支援協議会が始まった当初から、市内の連携や相談をテーマとしてやってきていて、それを知るだとか、何がで

きるかがあり、次は将来に備えてということで、一步踏み込んでいけるので、今後必要ではないかと思えます。

○委員D

地域のシステム機能が作れないうちに、地域生活支援拠点のことばかりに話題を持っていくのは無理ではないかと思っています。

○委員E

人材の部分が訪問介護では直面している課題がある。人材が成長していかなければ、成熟もしていけない。次の担い手をみつけていくのも、かなり難しい状況下になってきています。人材の育成・発掘・確保、資格取得等の支援を視野に入れていければ良いかと思えます。

○委員F

法人連絡会が相談窓口ということで、各法人で協力しあって一般市民の方の相談を行っています。連携という意味では、拠点と同じようなことかなと感じています。人材についても厳しく、外国人登用も視野に入れつつ検討しているので、市全体で人材確保についても、連携していく必要があるのかなと思っています。

○委員H

自立支援協議会の役割なのか分かりませんが、東村山市内の障害者の制度や施策等で拾えないニーズは何かを明らかにして、それに対して我々が何をしなければならぬのかなど大きなテーマでの話しも必要なのではと思えます。

○委員I

基幹相談支援センターの設置を踏まえ、何を基幹相談でやってもらうのか、明確化していく必要があり、明確化してくると、地域生活支援拠点でのネットワーク化などが見えてくるかと思っています。自立支援協議会では、具体的なことを、この場でお話しができるようになれば良いのかと思えます。

○会長

地域の実態は厳しいものがあるので、重層的な支援、専門職と合わせて地域で支え、日常生活をメンバー同士で支え合うピアサポートの活動など、緊急時と日常をどう繋げて支えていくのかの仕組み作りが、地域生活支援拠点の中でもっと具体的に進めていければ良いと思いました。

他には、権利擁護について、虐待も事務局からの報告では、多くなってきていると聞いています。障害者差別解消法のこともありますので、東村山市民の方に向けての啓発や、あるいは虐待予防などを定例会で話し合っていければと考えています。運営会議で整理していただいて、次回の定例会でテーマを決めていきたいと思えます。

○会長

その他の2つ目の「人材確保について」です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局A

障害福祉サービスにおける人材の確保については、障害者自立支援協議会のみならず、市の様々な会議体や事業所の職員さんから所管にお話をいただいているところです。事業所さんからは、都で実施している「福祉人材センター」による就職説明会などに参加しているが人材不足は慢性的であるとのお話を伺っているところです。

そこで、本日は事務局より一点ご提案があります。委員の皆さま方もご存じのとおり、市が発行する市報には、求人情報等の掲載はできませんが、例えば「生活介護」や「就労継続支援B型」などのお仕事紹介(仮)と題して、自立支援協議会の取り組みの一つとして、市報記事に障害福祉サービス事業で従事している方にスポットを当て、従事している職員さんから、現在の仕事に従事するきっかけややりがいなどをイ

ンタビューし、写真とともに市報掲載できないかと考えております。

本日は、各事業所さんの人材確保の現状と市報記事作成にあたり、委員の皆さま方からのご意見を伺いたいと思います。

今後のスケジュールとしては、本日の会議で了承いただければ、次の定例会では、スポットをあてる方の職種や記事の内容や背景の色、構成などについてご意見をいただく予定です。

○会長

事務局から市報掲載の記事について説明がございましたが、委員の皆さま方からご意見はございますか。

○委員C

人材の確保について、特に医療的ケアの必要な重症心身障害のある方が通所する事業所は、専門的な知識を有する職員を必要としており、福祉分野のみならず医療分野の知識も必要とされていることから、特に人材の確保が困難な状況です。

当市の重症心身障害のある方が通所する事業所は、乳児期から成人期まで切れ目のない支援体制ができており、専門的な療育も含め充実している状況ではありますが、当市の第1期障害児福祉計画にもあるとおり、医療的ケアのある方の協議の場の設置として本協議会の中で協議をし、まずは理解啓発も含め、事務局より提案のあった市報記事等で広く市民の方々に周知できればと考えます。

○委員E

ぜひ理解啓発などで紹介していただけると、やる気がある人など出てくるのかと思います。訪問介護や相談支援事業所など、シリーズで掲載していただけると良いかと思えますし、市民の方もイメージがつくようになるかと思えます。

○会長

他にご意見はございますか。

(異議なし)

○会長

ご異議はないようですので、自立支援協議会として、市報掲載を進めていくこととします。

3. 情報交換

○会長

次第の3. 情報交換です。事務局よりお願いします。

○委員I

障害者週間・福祉のつどいについて説明

○事務局C

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について説明

○事務局B

ガイドヘルパー養成研修について説明

○事務局E

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について（保健・医療・福祉関係者の協議の場）

○事務局E

市民健康のつどいについて

○事務局E

市民交流事業について

(情報交換)

○会長

自立支援協議会の目的の一つとして、関係機関との情報共有・交換があります。毎回、意見交換を時間の許す限り最後に、皆さんにお願いをしているところです。せっかくの機会ですので、もし、事前に情報提供したい項目等がありましたら、配布資料の準備などがありますので、事務局にお伝えいただければと存じます。最後に、事務局から何かございますか。

○事務局B

ただいま会長からお話のありましたとおり、事前に情報提供等がありましたら、事務局のろーとにご連絡のほど、よろしく申し上げます。

次回の定例会ですが、研修会開催後の2月21日（木）午後2時より、本日と同じ地域福祉センター地域福祉活動室を予定しております。事務局からは以上です。

○会長

それでは、以上を持ちまして、平成30年度第2回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。